リビア	平成十二年九月二十二日	平成十二年十月二十二日
コスタリカ共和国	平成十二年十月十七日	平成十二年十一月十六日
エクアドル共和国	平成十二年十二月二十八日	平成十三年一月二十七日
アルバニア共和国	平成十三年三月三十日	平成十三年四月二十九日
アイスランド共和国	平成十三年五月十日	平成十三年六月九日
ナウル共和国	平成十三年十一月十二日	平成十三年十二月十二日
マケドニア旧ユーゴスラビア共和国	平成十四年三月六日	平成十四年四月五日
コートジボワール共和国	平成十四年三月十三日	平成十四年四月十二日
ブルネイ・ダルサラーム国	平成十四年三月二十日	平成十四年四月十九日
アイルランド	平成十四年三月二十八日	平成十四年四月二十七日
ラオス人民民主共和国	平成十四年八月二十二日	平成十四年九月二十一日
レバノン共和国	平成十五年九月二十五日	平成二十五年十月二十五日
マリ共和国	平成二十年一月二日	平成二十年二月一日
マラウイ共和国	平成二十一年十月七日	平成二十一年十一月六日
サウジアラビア王国	平成二十二年三月二十二日	平成二十二年四月二十一日
ドミニカ共和国	平成二十四年三月十六日	平成二十四年四月十五日
エルサルバドル共和国	平成二十五年六月二十五日	平成二十五年七月二十五日
コロンビア共和国	平成二十八年六月十日	平成二十八年七月十日

平成二十八年十二月二十日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第四百七十八号

平成二十八年十二月五日にアクラで、円借款の供与に関する次の書簡の交換がガーナ共和国政府との間に行われた。

平成二十八年十二月二十日

外務大臣　岸田　文雄

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、ガーナ共和国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とガーナ共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　百十二億三千九百万円（一一、二三九、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、東部回廊ボルタ川橋梁（りょう）建設計画（以下「計画」という。）を実施することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、ガーナ共和国政府に供与されることになる。

2　(1)　借款は、ガーナ共和国政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、なかんずく次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(a)　償還期間は、十年の据置期間の後三十年とする。

(b)　利子率は、年〇・一パーセントとする。

(c)　(b)の規定にかかわらず、借款の一部が計画のコンサルタントに対して行う支払のために使用される場合には、当該一部に係る利子率は、年〇・〇一パーセントとする。

(d)　支出期間は、前記の借款契約の発効の日の後九年とする。

(2)　(1)に規定する借款契約は、ＪＩＣＡが計画の実行可能性（環境に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

3　(1)　借款は、ガーナの実施機関が調達適格国の供給者、請負業者又はコンサルタントに対して行う支払であって、計画の実施に必要な生産物又は役務の購入のために両者の間で締結されることのある契約に基づいて行われるものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、調達適格国において、それらの国で生産される生産物又はそれらの国から供給される役務について行われる。

(2)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。

(3)　借款の一部は、計画の実施のための適格な現地通貨の需要に充てるために使用することができる。

4　ガーナ共和国政府は、3(1)に規定する生産物又は役務がＪＩＣＡの調達のためのガイドライン（国際競争入札の手続が適用できないか又は適当でない場合を除くほか、従うべき国際競争入札の手続をなかんずく定める。）に従って調達されることを確保する。

5　ガーナ共和国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

6　3(1)に規定する生産物又は役務の供給に関連してガーナ共和国においてその役務が必要とされる日本国民は、作業の遂行のためガーナ共和国への入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。

7　ガーナ共和国政府は、次のものを免除する。

(a)　ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してガーナ共和国において課される全ての財政課徴金及び租税

(b)　供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、計画の実施に必要な自己の資材及び設備の輸入及び再輸出に関してガーナ共和国において課される全ての関税及び関連の財政課徴金

(c)　供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、借款に基づいて行われる生産物又は役務の供給から生ずる所得に関してガーナ共和国において課される全ての財政課徴金及び租税

(d)　計画の実施に従事する日本国民である被用者について、計画の実施のため供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社から取得する個人所得に対してガーナ共和国において課される全ての財政課徴金及び租税

8　ガーナ共和国政府は、次のことのために必要な措置をとる。

(a)　借款が適正に、かつ、専ら計画のために使用されることを確保すること。

(b)　借款に基づく施設の建設及び当該施設の使用に当たり、計画の実施に従事する者及びガーナ共和国の一般公衆の安全を確保し、及び維持すること。

(c)　借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正に、かつ、効果的に維持され、及び使用されることを確保すること。

9　ガーナ共和国政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、次のものを提供する。

(a)　計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b)　計画に関連するその他の情報